慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「鬼の志許草」と「鬼の腰草」：俊頼と「本」序説
Sub Title	
Author	伊倉, 史人(Ikura, Fumito)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1999
Jtitle	三田國文 No.29 (1999. 3) ,p.1- 14
JaLC DOI	10.14991/002.19990300-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19990300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「鬼の志許草」と「鬼の腰草」

――俊頼と「本」序説――

伊倉　史人

一

『散木奇歌集』の秋部によく知られた次のような歌がある。

観音寺にて雨中草花といへる事をよめる

まくまのに雨そほふりてこがくれのつかやにたてるおにのこしぐさ（四一九）

この一首をめぐる問題点については既に兼築信行によって整理、考察されているが[1]、その概要は以下の通りである。

当該歌の五句目の「おにのこしぐさ」は、

A　萱草　吾下紐尓　著有跡　鬼乃志許草　事二思安利家理

（巻四・相聞・七二七・大伴宿祢家持贈坂上家大嬢歌二首　離絶数年復会相聞往来）

B　萱草　垣毛繁森　雖殖有　鬼之志許草　猶恋尓家利

（巻十二・寄物陳思・三〇六二）

という二首の万葉歌に由来する歌語だが[2]、『万葉集』諸訓ならびに『綺語抄』（AB歌を引用、以下同じ）『奥義抄』（A）『和歌童蒙抄』（B）『袖中抄』（AB）『古来風体抄』（AB）等諸歌学書では「おにのしこぐさ」と訓んでいて俊頼の訓は特異なものになる。しかしながら、右の俊頼詠は新編国歌大観の底本に用いられた宮内庁書陵部蔵本（五〇一・七二三、以下書陵部本）によるものであり、『阿波本　散木奇歌集　本文校異篇』（関根慶子、大井洋子共著・昭和五四年七月・風間書房）を参照すれば他の諸本は「しこぐさ」となっていることがわかる。それでも直ちに書陵部本の「こしぐさ」を転写の間の改変、誤写と退けることができないのは、例えば『散木集注』に「彼朝臣おにのこしくさと知歟。髄脳にも万葉の哥を二首ながらひけるに皆こしぐさと書了。又此歌にもこしぐさと読了。あやしき事歟[3]」とあること、また顕昭本『俊頼髄脳』（後述）に引用される万葉歌A、B両首および注釈に引く説話本文（『今昔物語集』巻第三十一「兄弟二人殖萱草紫苑語第二十七」と同話）でも「こしぐさ」となっていて、少なくとも顕昭が披見した『散木奇歌集』『俊頼髄脳』では俊頼詠、万葉歌ともに「こしぐさ」であったことが判明するからだ（顕昭は『袖中抄』の「オニノシコグサ」の項目中でも俊頼の「こしぐさ」説を批判的に紹介している）。そこで兼築は、顕昭が俊頼自筆の『散木奇歌集』を仁平四年（一一五四）正月十九日に書写している（龍門文庫蔵本奥

書）ことを重視し、むしろ俊頼は万葉歌の訓を「こしぐさ」と理解して自詠にも用いたと推断し、『散木奇歌集』諸本間における「しこぐさ」本文の（数的）優位さについては「こしぐさ」の本文の特異さから転写の間に改変が生じたと想定している。

稿者も基本的には兼築の考え方に同意する。その上でなお改めて当該俊頼詠を検討してみようとするのは、まず、本文上の問題を再確認をしておく必要があると思われるからである。その背景には兼築の考察以後『万葉集』（廣瀬本）『散木奇歌集』（冷泉家時雨亭文庫本）に新資料が出現したこと、あるいは『俊頼髄脳』の伝本研究に進展があったことがある。

また、本文異同の問題以外にも、「こしぐさ（しこぐさ）」を諸説ある中で俊頼は何という植物と考えているのか、「真熊野」を詠んだ意図はどこにあるのかといったことなど、俊頼詠の理解上考察すべき点も残されている。

さらに、兼築は俊頼詠の検討を通じて「歌語の発掘者・実践者として特異な相貌」を呈する俊頼が「自流の用語解説を強固に一貫させていくその態度」に「自負に満ちたパイオニアの意志と確信が看取できる」と説くが、その点も再考すべき問題だと考える。

以下、いたずらに兼築の考察を繰り返すことになるかもしれないが、まずは俊頼詠の本文の確認から始めたい。

二

『阿波本　散木奇歌集　本文校異篇』は阿波国文庫旧蔵本（関根慶子氏旧蔵、現筑波大学附属図書館蔵）を底本として八本の伝本で対校しているが、ここでは精度を高めるために対校伝本の数を増やし当該歌の本文異同を確認した。調査した伝本は平澤五郎の「散木奇歌集伝本考（一）、（二）」（斯道文庫論集第二十三輯・昭和六三年三月、二十七輯・平成五年三月）に分類される諸本に、冷泉家時雨亭文庫蔵本、熊本大学附属図書館（永青文庫）蔵本、盛岡中央公民館蔵本、青山会文庫蔵本を加えた三十七の伝本、及び『散木弃謌集標註』と同村上忠順自筆草稿（刈谷市立図書館蔵）で、『散木奇歌集』のほぼすべての伝本を網羅したことになる。[4]

さて、結論を言えば「こしぐさ」の本文はやはり書陵部本だけに見られるものであることが判明した。

特に注意を喚起しておきたい伝本について簡単に説明を加えれば、俊頼自筆本を仁平四年（一一五四）正月十九日に顕昭が書写したものを祖本とする龍門文庫蔵の二種類の伝本[5]も諸本同様「しごくさ」となっている。これは『散木集注』や『袖中抄』で顕昭が用いた『散木奇歌集』の当該歌本文が「こしぐさ」になっていることと齟齬する。先述のように兼築は顕昭が俊頼自筆本を書写していることから「こしぐさ」の本文が本来的なものと推定しているが、龍門文庫本によるかぎり顕昭本『散木奇歌集』の本文は「しこぐさ」である。龍門文庫の二種の伝本の推定書写年代はそれぞれ顕昭の時代から遠く隔たる江戸時代の初期と前期なので、これは転写が繰り返される間に改変されたと見なすべきなのであろうか。

では、極めて書写年代の古い――安貞二年（一二二八）八月の定家の書写奥書がある――冷泉家時雨亭文庫蔵本はどうであ

ろうか。この場合も改変を想定すると、「こしぐさ」から「しこぐさ」への改変はかなり早い時期から起こっていたということになる。[6]

確かに、書陵部本と祖本を同じくし、外形内容ともに酷似するといわれる阿波国文庫本であっても「しこぐさ」に改変されている（書陵部本の「こしぐさ」の本文を本来のものとすれば）のを見ると、龍門文庫本や時雨亭文庫本についても改変を想定するの容易い。しかし、今は『散木奇歌集』諸本における当該歌本文異同の状況を報告するだけに留め、改変の有無の問題は後ほど検討することにしたい。

三

周知の通り近時出現した廣瀬本『万葉集』は、藤原定家本を祖本に持つ極めて貴重な伝本である。その巻第二十末にある識語からは定家が「参議侍従兼伊豫権守」であった建保三年（一二一五）に「秘本」に校合を加え、「和字」を記入したことが知られる。但し、その訓は「定家その人の萬葉集研究の成果がかなりの程度盛り込まれているのか、あるいは単に定家が伝来の秘本を、その仮名遣だけ自己流に改めて筆者したものか」今一つ明らかではないが、いずれかと言えば後者の可能性が大きいのではないかと言われている（『校本萬葉集』十八・一九三頁）。

では、問題の前掲万葉歌A、Bの訓は廣瀬本『万葉集』ではどのようになっているだろうか。[7]本文、訓だけでなく摘出語などの書入もあわせて次に示す。

大伴宿祢家持贈坂上家大嬢歌二首

A　〈忘草シタヒモニツク　離絶数年復会相聞往来〉

萱草、吾下紐尓、著有跡、鬼乃志許草、事二思安利家理、　〈恵岳オニトヨムベシ〉

ワスレグサ、ワガシタヒモニ、ツケタレド、ヲニノシコグサ、コトニシアリケリ、

B　萱草　垣毛繁森　雖殖有　思之志許草　猶恋尓家利　〈鬼之志許草〉

〈ワスレクサカキモシケミ〉　〈或ヲニノコシクサ〉

ワスレクサカキモシミヽニウヘタレトオモヒシヲクサナホコヒニケリ　〈ケミニオフレトモヲニノシコクサ〉

A歌については「鬼乃志許草」の訓は「ヲニ」を見せ消ちにして現行訓と同じ「シコ」という訓（『袖中抄』で顕昭は「シコ」の訓を可とする）を記すが、「志許草」は「しこぐさ」。

一方、B歌は本文が「思之志許草」で「オモヒシヲクサ」の訓が施されている（「シヲクサ」は「シコクサ」の誤りか。同じ訓は元暦校本『万葉集』に見られる）。また、「鬼之志許草」の本文も傍記されており、その訓は左側にある「（ケミニオフレトモ）ヲニノシコクサ」が相当すると思われる。しかし、何よりも目を引くのは「或」として「ヲニノコシクサ」という訓が注記されていることだ。廣瀬本『万葉集』には「伊本」（通俊本？）「御本」（二条院御本？）「假名本」「或本」「或」などの別の伝本により校異を記すことがあるが、「或」については全く手掛かりがなくどういった伝本によるものか不明だという（『校本萬葉集』解説）。よって定家の時点でこの「或」本の訓

の書入があったのかという疑いも出てくるし（同解説では中世以前の書入として扱っているが）、また『万葉集』のある一伝本の訓ではなく『俊頼髄脳』や『袖中抄』などに見える訓を注記したという可能性も当然考えられる。しかしながら、「こしぐさ」の訓があったという可能性も完全に否定できるものでもない。これまで「こしぐさ」の訓は俊頼詠や諸歌学書にのみ見られるだけで『万葉集』の諸訓の中には見出せないものであったが、こういう形であれ『万葉集』の伝本にその訓が記されていたことには一応注意を払っておく必要があるだろう。

四

俊頼は『俊頼髄脳』で万葉歌A、Bを掲出し「おにのこしくさ（しこくさ）」を次のような説話をもって説明している。

親を亡くした兄弟二人は、恋しくなる度に塚に参っては憂いや嘆きを漏らしていたが、兄は公務に差し障りが出るので「人のおもひをわすらかす」萱草を植えて悲しみを忘れようとした。一方、弟は「こゝろにおぼゆることはわすられざなれ」と紫苑を植え親をいよいよ恋い慕い塚に通い続けた。すると、ある日墓の中から鬼の声が聞こえてきて、弟の孝行心を哀れみ、予知能力を授けようという。その後、弟は鬼の言葉通りに「日のうちにあるべき事を、夢に見る事」ができるようになった。

説話の末には「これをきけばしをんをば、うれしきことあらん人は、うゑてつねにみるべきなり。なげくことあらむ人は、う（ふ）べからざるくさなり」というように弟が植えた紫苑についての説明が加えられている。

この説話は先述のように『今昔物語集』巻三十一「兄弟二人殖萱草紫苑語第二十七」にも収められているが、『俊頼髄脳』ではこの紫苑の説明の後にさらに「しこぐさ（こしぐさ）」に関する説明が続く。その部分は伝本により本文が異なるが、おおよそ以下に示すように二通りの本文に分けられる。それらを便宜上①型、②型とする。そして、さらにこの本文異同の観点から『俊頼髄脳』の伝本を調べてみると、二首の万葉歌の本文及び書き出しの「鬼のこしぐさ（しこぐさ）といへるは……」の部分が①型の本文を持つ伝本では「こしぐさ」になっており、②型の本文を持つ伝本では「しこぐさ」になっていることが判明する[8]。

①型……万葉歌・書き出し部分「こしぐさ」

されば、万葉集にも、くわんざうをば、志許の草とかけるなりとぞ、人申ける。たゞし、たしかにみえたるところなし。ふるき人の物がたりなれば、ひがごとにもやあらん。

（久曾神昇蔵久邇宮家旧蔵「無名抄[9]」）

②型……万葉歌・書き出し部分「しこぐさ」

されば、志許ヿ草とは、心ざしのもとのくさとはかくなり。

（国立公文書館内閣文庫蔵「俊秘抄」・202―19）

①型の本文を持つ伝本には引用に用いた久迩宮本と類似性を示す京都大学附属図書館蔵本（4―22・ト・3）がある。また、静嘉堂文庫蔵本（502―19―20190）とその兄弟本、親子本の関係にあると考えられる京都大学附属図書館蔵本（4―22・ム・3）、宮内庁書陵部蔵本（266―554）も①型の本文であるが、この三本は傍線部の部分が「イ忍草の草」となっている。以上の五

本は一般に顕昭本完本（久曾神分類）あるいは広本顕昭本（赤瀬分類）として知られている伝本であり、建久四年十一月十四日の顕昭の書写奥書を有する。また、いわゆる〔定家〕本の国立国会図書館蔵本（丑—22）も同様の本文を持つ。兼築は顕昭本と異なり〔定家〕本が「しこぐさ」となっていると言うが、これは不正確である。実際は見せ消ちする形で「しこぐさ」に訂正しているものの、本行は「こしぐさ」となっている。但し、日本歌学大系や日本古典文学全集などの翻刻では「しこぐさ」に校訂されている。以上の伝本は私にはⅠ類に分類するが、他には系統を異にする[10]京都大学文学部図書室（国文）蔵本（國文学—Ho—5）が①型の本文である。

一方、②型の本文を持つ伝本はⅡ類（京文本を除く）とⅢ類（唯独自見抄）の伝本（＝久曾神分類の顕昭本の逸脱無変改本、赤瀬分類の略本系Ⅱ類）になる。[11]

ここで①型、②型の本文をそれぞれ解釈してみよう。

①型は「萱草（くわんさう）」の『万葉集』での表記に関する「ふるき人」の説を紹介しているが、それによれば「萱草（くわんさう）」は「志許の草」と書かれているという。この「志許の草」の部分は次の②型を参考にすると「しこのくさ」と読むのではなく「こころざし（志）のもとの（許）くさ（草）」と読むべきだろうか。つまり、「萱草」すなわち「忘れ草」は人の感情の発現のもとになる部分に作用し忘却させる効能をもった草であるという意味を表記したというのである。しかし、この説をとった場合、前掲万葉歌A、Bの「萱草」と「志許草」はそれぞれ異なる植物ではなく、「萱草」を一首の中で「志許草」と表記を変えて詠んだということになる。[12]

さらに、「されば」の部分は直前の「これをきけばしをんをば、うれしきことあらん人は、うゑてつねにみるべきなり。なげくことあらむ人は、う（ふ）べからざるくさなり」という「紫苑」の説明を受けているととれるので、「萱草」（の表記）についていう「万葉集にも…」以降の文章とうまくつながらない。

俊頼はこのある「ふるき人」による説を「ひがごと」というが、では何のためにこの説を紹介したのであろうか。顕昭は『散木集注』（①型の本文を引用する、後述）で、二首の万葉歌を「こしぐさ」の訓で引用しながら一方で「萱草」＝「志許草」（これは普通に読めば「しこぐさ」）という「ふるき人」の説を紹介する俊頼の態度を「頗相違歟」と、すなわち矛盾ではないかと疑問視している。

また、結局のところ俊頼は「こしぐさ」を「萱草」と考えているのか「紫苑」と考えているのかもよくわからない。「ふるき人」の説を重視しているのであれば「こしぐさ」は「萱草」となるのだが、それは「ひがごと」であるというし、「これをきけばしをんをば…」の部分で「紫苑」の説明をしていることから推測すれば「こしぐさ」＝「紫苑」と理解しているとも思えるが明確にそれとはいっていない。『袖中抄』に引かれる「或書」に「コノ髄脳ニオニノコシクサトイフコトコマゴマトカ、レテ侍ドモ、ソノ草ヲイフナリトモナクテヤミニテ侍、マコトニタカラノ山ニイリテ手ヲムナシウシテカヘルガゴトシ」と非難されている[13]がもっともといわざるをえない。

①型の本文では、俊頼が「こしぐさ」の訓を敢えて採用する

根拠が充分に示されているとはいえない。

次に②型の本文の解釈をしてみよう。これは、①型が「ふるき人の物がたり」であるのに対して、俊頼自身の説として読むことができる。「志許草」を「心ざしのもとのくさ」と書くというのは、ただ万葉仮名による表記を説明したものではなく、人の感情の発現のもととなる草だということを意味している。この説明は①型のところで述べたことと似ているが、①型が「萱草」が「志許草」であるといっているのに対して、②型では「されば」の部分が直前の「紫苑」の説明を直接受けるので「志許草」は「紫苑」であると理解される。「紫苑」は「こころざしのもと」に働き感情を忘れないようにするので「うれしきことあらん人」は植えるべきであり、「なげくことあらん人」は植えてはいけないというのである。②型は二首の万葉歌の本文が「しこぐさ」であるので、その点でも矛盾がない。総じて②型は①型の本文に比べて不審な点はなく、俊頼の意図も理解しやすい。

以上、②型と先の①型との違いは単なる本文異同の問題ではなく、明らかに俊頼の注釈態度の変更として理解できる。両者の先後関係が気になるが、それは『俊頼髄脳』の成立にも関わる問題であり、当該部分だけの先後関係を取り沙汰すべきではないだろう。

五

顕昭はその著作の中で数種類の『俊頼髄脳』を用いていたことが知られているが、「おにのしこぐさ」の注釈に関しても

『散木集注』と『袖中抄』[14]では異なる『俊頼髄脳』を用いていることが指摘されている。前節に引き続き、それぞれに引用される末尾部分を次に掲げる。

『散木集注』＝①型

されば、万葉集にも、萱草をば、志許の草とはかける也とぞ、人申ける。但、たしかにみえたるところなし。古人の物語なれば、ひが事にもやあらん。

『袖中抄』＝③型

サレバ万葉集ニモコシグサトハ、コヽロザシノモトノ草トハ云也。

一見して『散木集注』に引かれた『俊頼髄脳』は先の①型と同文を有していることがわかる。

一方、『袖中抄』所引の『俊頼髄脳』は②型に近いものの、「万葉集ニモ」（傍線部ア）という出典が記されている。また傍線部イの部分は②型では「しこぐさ」であるが『袖中抄』では「コシグサ」となっている。[15]以下これを③型と呼ぶが、これと同文を持つ『俊頼髄脳』は現存伝本の中には見い出せない（概して顕昭が諸歌学書に引用する『俊頼髄脳』の本文は現存伝本中に見い出せないことが多いのであるが、そのことはまた別稿で論じたいと思う）。

③型の本文の「コヽロザシノモトノ草トハ云也」の部分はやはり「こしぐさ」が人の感情のもととなる草であるということを意図した表記であることをいっているのだろう。しかし、こうした説明が有効なのは「志許草」という万葉仮名表記を前提にするからである。よって「コシグサ」は『万葉集』では「志

許草」と表記されていたことになる。すると「しこぐさ」と「こしぐさ」の『万葉集』における表記上の差はなくなり、俊頼は「志許草」という表記をもって「こしぐさ」と訓んでいたことになる。先に廣瀬本『万葉集』に「こしぐさ」の訓が注記されていることを指摘したが、本文はやはり「志許草」以外に書かれてはいなかった。

ただ顕昭は『散木集注』や『袖中抄』の中では「こしぐさ」を「腰草」と表記している。また、『俊頼髄脳』の伝本のうちⅣ類本の中にも「腰草」という表記を見つけることができる。この「腰草」という表記は『袖中抄』に見える「オニノコシグサトハ、彼オニノ、コノ草トリテ、コシニハサミテ持ケリ」という「或人」の説に通底する。ただ、この表記からは「コヽロザシノモトノ草トハ云也」という説明が出てくるとは思われない。もちろん、現存する『万葉集』にも「腰草」という表記は見られない。

①型にしろ③型にしろ、俊頼が「こしぐさ」という訓を用いたことは疑いないのであるが、結局もとになる万葉歌はどんな表記になっているのか判然としない。

以上検討してきた①〜③型の本文の中では、「しこぐさ」の本文に基づく②型が最も矛盾なく理解できる。一方「こしぐさ」の訓を用いた①型や③型になると、俊頼の説明は歯切れの悪いものになる。①型に関しては「萱草」＝「志許草」であるとする「ふるき人」の説を紹介する一方で、その説を『万葉集』には「たしかにみえたるところなし」と退けているので、まだ俊頼自身もその説得力不足を自認しているように思われるが、③型に関してはただ「万葉集ニモ……云也」と断定するばかりだ。しかし、その説明は十全なものではない。

ところで、②型の本文を持つⅡ類の伝本の多くには顕昭の寿永二年八月二日の書写奥書があり、また顕昭が参照したといわれる「唯独自見抄」系統（Ⅲ類）も②型の本文を持つ（注（11）参照）。しかしながら、顕昭は②型の本文を『散木集注』、『袖中抄』には引用していない。このことはどう考えればよいのだろうか。

顕昭が用いていないことを重視し、②型の本文を持つ現存伝本は後の改変、誤写によるものと考えるべきなのだろうか。改変、誤写であるとすると③型がそのもとになっていると想定するのが妥当であろうが、それにしても③型の本文を伝える伝本が一本も残っていないのは理解しがたい。数の問題ではないが、②型の本文を有する伝本は三〇を越えている。

②型の本文を伝える伝本に顕昭の奥書があることは事実である。やはり顕昭は②型の本文を見ていたと考えるのが妥当である。では、なぜ顕昭はそれを採用しなかったか。顕昭はあくまでも俊頼は「こしぐさ」の訓を用いたと考え、②型のような本文はすでに改変や誤写されていると考えたのだろうか。また、俊頼が「こしぐさ」の訓を用いていることの特異さを訴えるため、俊頼が②型のような本文をも残していることを意図的に伏せた可能性もあるだろうか。

稿者は③型の本文こそ顕昭による改変本文と退けたいのではない。顕昭が現存するのとは異なる本文を有する『俊頼髄脳』を見ていた可能性は充分にあるだろう。ただ、これまで俊頼は

「こしぐさ」の訓を用いたということばかりが注目されてきたように思われるのだ。『散木集注』や『袖中抄』所引の『俊頼髄脳』にばかり目を向けるのではなく、現存する『俊頼髄脳』の多くに②型のような本文が伝えられ、俊頼が「しこぐさ」という一般的な訓をも採用していた可能性があることを認識する必要があるのではないだろうか。

六

二首の万葉歌に詠まれた「萱草」「鬼之志許草」を『俊頼髄脳』以外の歌学書では、何という植物に比定しているか簡単に整理しておこう。

『綺語抄』は「萱草」を「忘草」とし、「鬼之志許草」を「蘭」とする。『綺語抄』も『俊頼髄脳』と同様に兄弟二人の話を載せるがそこでも、弟は「蘭」を植えたとしている。[16]

『奥義抄』は「萱草」は「忘草」で「鬼之志許草」は「紫苑」であるという。「忘草」については、『伊勢物語』を引き「忍草」と同じであると説明する一方、「紫苑」とする根拠は提示されず、ただ「順が和名にはおにのしこぐさと云注見えず[17]」というにとどまっている。『和歌色葉』はこの『奥義抄』の説を踏襲している。

また『八雲御抄』には「枝葉部・草部」の「紫苑」の項目に「おにのしこぐさ　しおにと云心也[18]」と見えるが、これは「しおに」の「おに」の部分に「鬼」を読み取っているのだろう。

時代が前後するが『和歌童蒙抄』は「萱草」を仰々しく「説文」や「博物誌」などを引きつつ「忘草」と説明するものの、「鬼之志許草」については一言も触れていない。

以上見てきたとおり「萱草」はいずれの歌学書も「忘草」で一致するが、「鬼之志許草」については「蘭」とする説と「紫苑」とする説がある。『俊頼髄脳』では先にも述べたように判然としないのであるが、「鬼之志許草」に関していえば①型では「萱草」、②型では「紫苑」ということになろうか。

ところで、本稿冒頭に掲げた俊頼の詠は『散木奇歌集』の秋部（四一九）に収められている。いま同集の秋部の当該詠の前後の歌に詠まれた素材を取り出して見てみることにしよう。

- 三九一～三九三……「野花」
- 三九四～三九五……「刈萱」
- 三九七～四〇三……「女郎花」
- 四〇四～四一七……「萩」
- 四一四～四一八……「薄」
- **四一九**……「鬼の志許草（腰草）」
- 四二〇～四二一……「蘭」

四二二番歌以降は秋の虫を題材にした歌が配列されている。さて、注目すべきは「蘭」の歌群の前に当該歌が置かれていることだ。同様に『散木集注』の秋部の配列も確認しておこう（『散木集注』に利用された『散木奇歌集』は現存本の何れともことなることが知られている）。

- 「七夕」……三八二・三八三・三八九・三八四
- 「萩」……四〇三・四〇七「秋情寄萩」
- 「薄」……四一七
- 「刈萱」……三九四

・「（蘭）」……四二〇・四一九

以下は省略するが、秋部の最後は「雑秋」という現行『散木奇歌集』にはない部類がある。さて、「刈萱」詠に続く四二〇番歌には何の歌題も、分類のための見出し語もないのであるが、

さゝがにの衣架にかゝれる蘭たれをぬしとて人のかるらむ

（四二〇）

という歌であり、明らかに「蘭」を詠んだものである。問題の当該歌はこの歌の次に「雨中草花」という題で配置されている。

いずれの場合も当該歌は「蘭」の歌と隣り合っており、俊頼は「鬼の志許草（腰草）」を「蘭」と見なして配列したと考えてよいのではないだろうか。しかし、「蘭」という説は『俊頼髄脳』には全く示されていない。もちろん「紫苑」は『古今集』の物名歌（四四一）に詠まれるなど全く和歌に詠まれないわけではないが、やはり季節詠の歌材となることはない。次善の案として「蘭」の扱いで配列したとも想像できる。しかしながら、雑部（『散木集注』には「雑秋」もある）に収めてもよいはずであり、むしろ積極的に「蘭」として配置したと考えたい。いずれにしろ『散木奇歌集』での配列を見る限り、『俊頼髄脳』と自身の「鬼の志許草（腰草）」詠は何ら有機的に繋がることはなくなってしまっている。

七

本稿冒頭の俊頼詠はその詞書から、観音寺において「雨中草花」という題で詠まれたことが判明する。ここにいう観音寺は東山は泉涌寺の北に位置する「今（新）熊野観音寺」（現京都市東山区泉涌寺山内町、真言宗泉涌寺派寺院、山号新那智山）であると考えて恐らく間違いない。同寺は弘仁年間（八一〇―八二四）嵯峨天皇御願により空海が開基、左大臣藤原緒嗣（山本大臣）が伽藍を造立したといわれ、西国三十三所霊場の一に数えられている。[19]

永暦元年（一一六〇）十月、熊野御幸を盛んに行っていた後白河上皇が熊野権現を法住寺（観音寺に近い）境内に勧請し今熊野と名付けたことから、観音寺も今熊野観音寺と称されるようになったという。しかし、実際はそれより以前にもすでに観音寺（周辺）が今熊野と称されていたと思われる記事が散見する。たとえば、『寺門高僧記』巻第四「行尊伝」所収「観音霊所三十三所巡礼記」（続群書類従・二八上）には、

二十五番　勸音寺。等身千手。山本大臣。新熊野奥。東寺末寺。願主。

とあり、行尊（一〇五五―一一三五）が巡礼を行った当時の記事に「新熊野」の名称が見える。また、『壒嚢鈔』巻十七「三十三所観音事」にも、久安六年（一一五〇）の「長谷僧正参詣之次第」（十八番）があり、そこにも次のような記述が見える。[20]

観音寺等身千手洛外今熊野ノ奥ニアリ。弘法大師御作

『寺門高僧記』（著者不詳、鎌倉時代末？成立）も『壒嚢鈔』も後代の資料であり、確かにその記事の信頼性が問われるところである。しかし、観音寺（周辺）が「今（新）熊野」と呼ばれていなければ、観音寺で詠んだ俊頼詠に「真熊野」という歌枕が初句に詠まれている説明がつかないだろう。

この「真熊野」は『万葉集』に「真熊野の（小）船」（九四四・一〇三三）と詠まれる紀伊国の地名である。俊頼詠を採録

する『夫木和歌抄』や『歌枕名寄』も紀伊国あるいは伊勢国の歌枕を詠んだ歌として採録している。しかし、俊頼は紀伊国や伊勢国の歌枕として詠んだのではない。山田洋嗣は俊頼詠に「真熊野」が使われていることに関して、「『まくまの』にいかなる表現効果を期待しているものなのか読み取りにくい。『本』を無視して、しかしこの語に感じ取った何らかの力を利用としているのには違いないが」[21]と述べているが、これは見当違いであろう。俊頼が「真熊野」を観音寺（周辺）が今熊野と呼ばれていることを念頭にして詠んだと考えれば充分に理解できる。むしろ観音寺という場で詠むにはまさに相応しい歌枕なのである。

また、観音寺は葬送の地、鳥部野に隣接している。塚を守る「鬼」の説話を「本」とする「鬼之志許草」という歌語を詠むにもまた相応しい場なのである。一首は決して「本」を無視して詠まれたものではない。

ところで、『散木奇歌集』にはこの「観音寺」が当該歌の他にも散見される。

・観音寺の藤のもとにて、晩見藤花といへる事をよめる（一七九）

・修理大夫顕季、観音寺の藤花さかりなりと聞きて、見にまかりけるにさそはれければまかりてよめる（一八二）

・修理大夫顕季の観音寺にて歌よまれけるに、寄躑躅恋といへる事を（一一七六）

右にあげた他に一一七六番の詞書にも観音寺の名は見える。俊頼が観音寺へ一人で出掛け「雨中草花」という題で歌を詠むとは到底思えないので、歌人達が集まり歌会を催したのではないだろうか。右の例から考えて顕季がその中にいた可能性は高い。『六条修理大夫集』にも観音寺で人々と歌を詠んだという詞書が見える。[22]歌人達の前で俊頼詠が披露された時、いったいどんな反応が起こっただろうか。当然『俊頼髄脳』所掲の兄弟説話が話題になるであろうし、もしその時「しこぐさ」ではなく「こしぐさ」と詠んだのであれば非難され、そう訓む根拠を求められたかもしれない。また、「鬼之志許草」とはいったい何の植物なのかという議論にもなったであろう。俊頼はどれ程自分の歌に自信を持っていたのだろうか。

何時のことか不明であるが俊頼は隆源に「鬼の腰草」とは何かと尋ねている（『散木集注』）。

付此哥俊頼卿隆源云「おにの腰草とは何物乎」しかし、その答えは隆源からは得られていない（「サル草コソシリハベラネ」）し、既に見てきたように俊頼の「こしぐさ」の理解は一貫していない。時には「萱草」であり（『俊頼髄脳』①型）、時には「紫苑」（同②型）であり、また『散木奇歌集』には「紫苑」として俊頼詠は収められている。俊頼は「こしぐさ」、「しこぐさ」の訓の間で揺れ、またそれが何の植物であるかということで揺れている。[23]兼築は「『俊頼髄脳』において自流の用語解説を強固に一貫させていくその態度には、自負に満ちたパイオニアの意志と確信が看取できる」というが、稿者には俊頼の態度がそれほど颯爽としたものには思えない。

『袖中抄』所引の「或書」によれば、俊頼の質問に対して隆源は「万葉集ニオニノシコ草トイフ草コソアレ、ソレヲヒガヾキシタリケルヲ、コノヒトハミタルニヤアラム」という感想を

もらしたという。『俊頼髄脳』の①型の本文で「ふるき人」の説を『万葉集』には「たしかにみえたるところなし」といって「ひがごと」と疑う俊頼にとって、恐らく「こしぐさ」を「ヒガゞキ」と疑うことはそれほど困難ではないはずだ。しかし、「ひがごと」であれ「ヒガゞキ」であれ、俊頼は「こしぐさ」という訓を他の歌人達のように容易に捨てることができなかったのではないだろうか。俊頼は隆源やあるいは顕昭のように冷静に批判できる地点にいるのではない。

山田は、当時の「本」の意識を基準にする時「逸脱する人」「任意の人」として見えたとしても、俊頼はおのれの詩心を優先させる「個の詩人」であり、俊頼にとって「本」がおのれの詩心を高からしめる場合にのみ「本」は有効であり、そうでない場合は時代共通の「本」はどうでもよいものであったといっている。

稿者も山田の考えに基本的に同意した上で敢えて一つだけ次のことを付け加えたい。確かに事後的に見れば俊頼は時代共通の「本」の意識から逸脱していよう。しかし、その「逸脱」はやすやすとなされたものとは限らない。逸脱した当の本人にしか感じ得ない「本」への畏れがあるのではないだろうか。「こしぐさ」「しこぐさ」の両訓の採用、「鬼の志許草（腰草）」の解釈の揺れがそれを示す。そして、当時「鬼の志許草」を歌に詠み得たのは独り俊頼のみである。そこには、先に見てきたような無難な解釈しか示し得ない諸々の歌学書の著者達（歌人であるはず）には到底思いも及ばない「本」への畏れがあるはずだ。山田がいうように俊頼は詩心を優先させた。なによりも俊頼は「歌よみ」だったのである。

『散木奇歌集』の現存本を見る限り、俊頼詠の本文が「こしぐさ」となっているのは書陵部本のみで、他の伝本が「しこぐさ」と伝えることは既に確認した。そして、それらは兼築のいうように後代の改変、誤写と考えるのが妥当であろう。しかし、一方で稿者は『俊頼髄脳』の伝本には「しこぐさ」（②型）の本文があり、それが誤写や改変ではないことも指摘した。その点から考えると俊頼が俊頼詠の本文を「しこぐさ」と詠んだ（改めた）可能性も想わずにいられない。しかしながら、「こしぐさ」「しこぐさ」両方の本文を俊頼自身のものと認めれば、『散木奇歌集』の改変が俊頼の手によって行われたのかという別の問題も生じる（実際、冷泉家本を除く現存『散木奇歌集』は大別二系統に分類されるが）。それはこの「こしぐさ（しこぐさ）」詠の考察のみで論じることは不可能であり、現時点で俊頼の改変があったと主張する根拠も持ち合わせていない。ただ、俊頼詠の「しこぐさ」の本文をすべて後代の改変、誤写と断定することには依然としてためらいを感じる。

注

（1）「俊頼髄脳」（国文学解釈と鑑賞・第53巻3号・特集 院政期文学史の構想・昭和六三年三月）以下、兼築の論はこれに拠る。

（2）『万葉集』の引用は『校本萬葉集』（岩波書店）に拠る。この二首は『類聚古集』では巻七・草部「鬼乃志許草」に二首まとめて載録されている。同集での訓を示せば、Aは「わすれぐさわがしたひもにつけたれとおにのしこぐさことにしありけり」、Bは「わすれぐさかきもしげみしにおふれとんおにのしこぐさなをおいにけり」と

なる。

(3) 以下『散木集注』の引用は天理図書館蔵「顕昭抄」(911.23—イ99)に拠る。

(4) 時雨亭文庫本は冷泉家時雨亭文庫叢書の影印に拠り、その他は原本及び斯道文庫、国文学研究資料館のマイクロフィルム・紙焼写真に拠る。「散木奇歌集伝本考」所掲伝本の中、慶應義塾大学図書館蔵本(現在所在不明)、小平市立図書館蔵本は未調査。尚、永青文庫本、青山会文庫蔵本は巻四までの零本であるが、平澤氏の分類の第二類中の神宮文庫蔵本や志香須賀文庫蔵本と近い本文を持つ。盛岡中央公民館蔵本は第四類の群書類従本の転写本と思われる。また、岡山市立中央図書館蔵本、簗瀬一雄氏蔵本、神宮文庫蔵本(異本)、静嘉堂文庫蔵本(烏丸)については当該歌を含む巻を欠いている。

(5) 〔江戸初期〕写の甲本(2 14/144/3)と〔江戸前期〕写の乙本(2 14/143/3)とがあるが、両者は兄弟本あるいは親子本の関係にある。龍門文庫本の奥書及び内部徴証から顕昭書写本は宝治元年(一二四七)に「六旬有餘翁」、永仁二年(一二九四)藤原資経に写され、さらに龍門文庫本に至るまでに幾度か転写が繰り返されたことがわかるが、俊頼自筆本、顕昭書写本の面影をも残していると推察される(伊倉「(財)阪本龍門文庫蔵『散木奇歌集』について」平成一〇年一〇月一八日・第四八回和歌文学会大会発表・於東洋大学)。

(6) 俊頼詠は『夫木和歌抄』(九七五六・雑部四・野・まくまの)『歌枕名寄』(四七八九・伊勢国下・真熊野/八四〇〇・紀伊国・真熊野)『六華和歌集』(一六〇四・羇旅)に入集するが、新編国歌大観に拠る限り何れにおいても「しこぐさ」となっている。

(7) 引用は『校本萬葉集』(平成六年・岩波書店)の影印により可能な限り原本に忠実に翻刻した。但し、原本は和歌本文、訓ともに一行書き。「恵岳」(江戸期歌学者、享保四年〜天明九年)は『万葉集選要鈔』による書入と思われる。

(8) Ⅳ類(=久曾神昇分類の顕昭本の逸脱変改本、赤瀬知子分類の略本系Ⅰ類)の伝本はここでは除いている(後述)。本稿中で用いるⅠ類〜Ⅳ類は稿者に拠る分類。この分類については「俊頼髄脳の伝本の再検討—俊頼髄脳伝本考続貂—」(平成七年五月二〇日和歌文学会 於早稲田大学)で発表したが活字化に至っていない。分類の形式、根拠をここに詳述する余裕はないので、本稿では久曾神と赤瀬の分類をも併記することにする。但し、これら三つの分類は完全に重なるものではない。久曾神の分類は「俊秘抄について」(国語と国文学16—3・昭和一四年三月)及び日本歌学大系解題、赤瀬の分類は「『俊頼髄脳』における享受と諸本—諸本論のための試論—」(国語国文51—8・昭和五七年八月)に拠る。猶、Ⅰ類〜Ⅳ類は本来はさらに細分類される。本稿では煩を避けるため細分類は採用しないが、考察上問題はないと考える。

(9) 『久迩宮家旧蔵本俊頼無名抄の研究』(平成七年一二月・日比野浩信編著・未刊国文資料)に拠る。但し、引用に際して濁点を適宜付した。以下、久迩宮本の引用は同書に拠るが、『俊頼髄脳』の諸本については原本及び斯道文庫、国文学研究資料館のマイクロフィルム・紙焼写真に拠る。

(10) Ⅱ類。久曾神分類の顕昭本の逸脱無変改本、赤瀬分類の略本系Ⅱ類に分類される。但し、該本はこの系統を構成する大部分の伝本とは本文上、内容上異なる部分が多い。慈鎮所蔵本を祖本とするという(同伝本外題題簽)。

(11) ②型の本文を持つ伝本は以下の通り。

《Ⅱ類本》宮内庁書陵部蔵本(鷹—115)、同部蔵本(155—114)、国立公文書館内閣文庫(202—19)、同文庫蔵本(202—18)、国立国会図書館蔵本(200—83)、国文学研究資料館初雁文庫蔵本(1—349)、東京大学附属図書館蔵本(E31—299)、同館蔵本(E31—687)、東京大学国語国文学研究室蔵本(中古11.2—3)、筑波大学附属図書館蔵本(ル205.112)、岡山大学附属図書館蔵本(911.10—37)、中京大学附属図書館蔵本(06690581—599)、早稲田大学附属図書館蔵本(く4—1729)、関西大学附属図書館岩崎文庫蔵本(911.204—M1)、龍谷大学附属図書館写字台文庫蔵本(911.204—11)、神宮文庫蔵本(第三門—242)、水府明徳会彰考館文庫蔵本(巳21—07607〜8)、

大洲市立図書館矢野玄道文庫蔵本（53—2）、刈谷市立図書館村上文庫蔵本（1835）、同文庫蔵本（2561）、柏崎市立図書館中村文庫蔵本（中村300—70—6）、小平市立図書館蔵本、胡廬文庫蔵本、中田光子蔵本〔※以上の伝本には顕昭の寿永二年の奥書あり〕、国文学研究資料館久松文庫蔵本（11—84）、京都大学文学部図書室（国文）蔵本（国文学—Fb—4）、岡山大学附属図書館蔵本（911.10—8）、カリフォルニア大学バークレイ校附属図書館三井文庫蔵本（233）、神宮文庫蔵本（巫—4249）、酒田市立光丘図書館蔵本（C91.6）

《Ⅲ類本（唯独自見抄）》宮内庁書陵部蔵本（152—118）、水府明徳会彰考館文庫蔵本（巳19—07527～9）、島原図書館松平文庫蔵本（117—17）

(12) 顕昭の『袖中抄』での解釈、あるいは現在の解釈は「萱草」の効果がなかったのを「志許草」＝「醜草」とおとしめて呼んでいると考えるので、一首の中で「萱草」を別の表記法を用いて詠んだという点では共通する。なお、先に①型の本文を持つ伝本の中に「イ忍ぶの草」となっているものがあることを指摘した。本行が空欄になっているのは「萱草」＝「忘れ草」を「志許草」とする考えに不審を抱いたものが「志許草」の部分を削除したのではないだろうか。異本注記の「忍ふ草」はⅣ類本系統（久曾神分類では顕昭本系の逸脱本の変改本、赤瀬分類では略本系Ⅱ類）の伝本に見られるが（参考1）、これは『伊勢物語』第百段の「忘草」は「忍草」であるとする話（参考2）に依拠したものであり、後代の改変によるものと推測される。

▼参考1

確認したⅣ類の伝本中以下の諸本が「忍ぶ草」の本文を有する。なお、万葉歌二首は「鬼の腰草」となっている。

宮内庁書陵部蔵本（155—275）静嘉堂文庫蔵本（104—43—18569）水府明徳会彰考館文庫本（巳21—07591～92）島原図書館松平文庫（松117—16）　国文学研究資料館初雁文庫蔵本（12—348）天理図書館蔵本（911.2—71）

▼参考2

『伊勢物語』百段（日本古典文学集成）

むかし、男、後涼殿のはさまをを渡りければ、あるやむごとなき人の御局より、「忘れ草を忍ぶ草とやいふ」とて、出だせ給へりければ、たまはりて、

忘れ草生ふる野辺とはみるらめどこはしのぶなりのちもたのまむ

(13) 『袖中抄』は『袖中抄の校本と研究』（橋本不美男、後藤祥子・昭和六〇年二月・笠間書院、底本は高松宮本）に拠るが、引用に際しては句読点を付すなど適宜表記を改めた他、底本に問題のある場合は他諸本をもって校訂した。

(14) 注（8）の赤瀬論文参照。

(15) 『袖中抄の校本と研究』に拠れば川越市立図書館蔵本と慶安四年版本は「しこ草」となっているが、これでは『袖中抄』の内容に合わない。

(16) 夢に出てくるのが鬼ではなく親であり、しかも兄弟二人の夢に現れる点など『俊頼髄脳』所掲の話とは若干異なる。

(17) 『奥義抄』の引用は日本歌学大系に拠る。

(18) 『八雲御抄』の引用は『校本八雲御抄とその研究』（久曾神昇・昭和一四年九月・厚生閣）に拠る。なお、『八雲御抄』（巻四・言語部・料簡言）にも万葉歌Aの注として『俊頼髄脳』から説話が引用されているが、①型、②型を区別する末尾部分は除かれている。

(19) 以下「観音寺」については『新熊野観音寺千百五十年史』（出雲路敬和編・昭和四七年六月・今熊野観音寺）、『国史大辞典』（吉川弘文館）、『日本歴史地名大系』（平凡社）などを参考にした。

(20) 『塵添壒嚢鈔・壒嚢鈔』（昭和四三年三月・臨川書店）に拠る。

(21) 「源俊頼の位置—平安後期注釈を座標として—」以下、山田の論はこれに拠る。（古典研究第一・平成五年一二月）この点においては意見を異にするが、それ以上に本稿はこの論に多くの示唆を受けている。

(22) 「東山観音寺といふ所にてふぢの花いとめでたかりしに、人人、藤并恋歌よみしに」（一三四）

(23) 俊頼が隆源に「腰草」について質問した時期、四一九番歌の詠作時期は不明であり、『俊頼髄脳』の成立との先後関係も不明。『俊頼髄脳』の①型、②型、③型の本文の改変の順もわからない

（いくら　ふみと）